



2026年5月25日

各 位

会 社 名 株式会社コンヴァノ

代表者名 代表取締役社長 上四元 絢

(コード：6574 東証グロース)

問合せ先 代表取締役社長 上四元 絢

(TEL：03 (3770) 1190 (代表))

決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年5月25日開催の取締役会において、以下のとおり、決算期の変更及び定款の一部変更について2026年6月27日に開催を予定している第13回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社の現在の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとなっております。当社は、近時の連結子会社の業容拡大及びグループ経営体制の高度化に伴い、グループ全体の経営管理の効率化を目的として、事業年度を「毎年1月1日から同年12月31日まで」へ変更することといたしました。

本決算期変更により、連結決算業務の効率化、グループ経営管理の高度化、並びに四半期業績の迅速な把握及び開示が実現されるものと判断しております。また、定時株主総会の開催時期が3月（経過事業年度後）に変更されることに伴い、株主の皆様への配当支払時期も従来の毎年7月末から毎年4月中下旬（経過事業年度後）に前倒しされ、株主還元の早期化に資するものでございます。

なお、当社は、本第13回定時株主総会において、第3号議案（資本準備金の額の減少の件）及び第4号議案（資本金の額の減少の件）の承認可決並びに効力発生を前提として、これにより創出される「その他資本剰余金」を活用し、第5号議案（剰余金の配当の件）に基づく剰余金の配当（総額508,635,900円）を実施するとともに、当該剰余金の配当と並ぶ重要な株主還元施策として、新中期経営計画期間中に機動的な自己株式の取得を、市場環境、株価動向、業績推移、財務状況等を勘案の上、その具体的な実施に向けた検討を進めてまいり所存でございます。取得した自己株式につきましては、会社法第178条の規定に基づき原則として消却を予定しており、これによる発行済株式総数の削減を通じて、1株当たり当期利益（EPS）等の1株当たり諸指標の向上を実現する所存でございます。当該総合的な株主還元の充実は、株式会社東京証券取引所が要請する「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」（コーポレートガバナンス・コード補充原則3-1③）への当社の積極的な対応を構成するものでございます。本決算期変更は、当該株主還元施策の安定的な実施基盤の構築にも資するものでございます。

2. 決算期変更の内容

現在	毎年4月1日から翌年3月31日まで
変更後	毎年1月1日から同年12月31日まで

(注) 決算期変更の経過期間となる第14期は、2026年4月1日から2026年12月31日までの9か月決算となる予定でございます。

3. 株主総会において定款変更が承認されることが条件である旨

本決算期（事業年度の末日）の変更は、2026年6月27日に開催を予定している第13回定時株主総会において、後記「5. 定款の一部変更」に記載の定款変更議案（第2号議案 定款一部変更の件）が承認可決されることを条件として、その効力が発生するものでございます。

4. 今後の見通し

現時点における事業年度（2027年3月期）を前提とした連結業績予想につきましては、2026年5月15日公表の「2026年3月期決算短信〔IFRS〕（連結）」のとおり、売上収益26,752百万円、営業利益8,957百万円、税引前利益9,000百万円、当期利益5,820百万円を見込んでおりますが、本決算期変更の効力発生に伴い、当社の事業年度は2026年4月1日から2026年12月31日までの9か月間に短縮され、これが第14期（経過事業年度）として取り扱われることとなりますので、第14期（経過事業年度・9か月）の業績予想につきましては、本決算期変更の効力発生後、速やかに別途開示いたします。第14期（経過事業年度・9か月）に係る配当につきましては、9か月の経過事株主優待制度の基準日に業年度においても、当社の1株当たり1円の固定配当方針を維持する方針でございます。株主優待制度の基準日に関しては、定款変更完了後、お知らせする予定です。

5. 定款の一部変更

（1）定款変更の理由

上記「1. 変更の理由」に記載のとおり、当社は、グループ全体の経営管理の効率化を目的として、決算期（事業年度の末日）を変更することいたしました。これに伴い、現行定款第12条（招集）に定める定時株主総会の収集時期に関する規定、現行定款第13条（定時株主総会の基準日）に定める定時株主総会の基準日に関する規定、現行定款第41条（事業年度）に定める事業年度に関する規定及び現行定款第42条（剰余金の配当の基準日）に定める剰余金の配当の基準日に関する規定を変更するとともに、本議案の効力発生に伴う経過措置を定めるため、附則を新設するものでございます。

（2）定款変更の内容

変更の内容は次のとおりでございます。なお、下線部分は変更箇所を示しております。

現行定款	変更案
<p>第 12 条 （招集）</p> <p>当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>	<p>第 12 条 （招集）</p> <p>当会社の定時株主総会は、毎年 <u>3 月</u>にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>
<p>第 13 条 （定時株主総会の基準日）</p> <p>当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。</p> <p>2 （条文省略）</p>	<p>第 13 条 （定時株主総会の基準日）</p> <p>当会社は、毎年 <u>12 月 31 日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。</p> <p>2 （現行どおり）</p>
<p>第 41 条 （事業年度）</p> <p>当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。</p>	<p>第 41 条 （事業年度）</p> <p>当会社の事業年度は、毎年 <u>1 月 1 日</u>から同年 <u>12 月 31 日</u>までの 1 年とする。</p>
<p>第 42 条 （剰余金の配当の基準日）</p> <p>当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</p> <p>3 （条文省略）</p>	<p>第 42 条 （剰余金の配当の基準日）</p> <p>当会社の期末配当の基準日は、毎年 <u>12 月 31 日</u>とする。</p> <p>2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 <u>6 月</u> 30 日とする。</p> <p>3 （現行どおり）</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>第 1 条 （経過措置）</p> <p>2026 年 4 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日までの期間を、第 41 条にかかわらず、当会社の経過事業年度（第 14 期）とする。</p> <p>第 2 条 （附則の削除）</p> <p>本附則は、上記経過事業年度の終了をもってこれを削除する。</p> <p>（注）本附則は、経過事業年度（第 14 期）の終了をも</p>

	って自動的に削除される経過規定でございます。
--	------------------------

6. 日程

取締役会決議日	2026年5月25日
定時株主総会決議日	2026年6月27日（予定）
効力発生日	2026年6月27日（本第13回定時株主総会終結時）

7. その他

本決算期の変更及び定款の一部変更は、本第13回定時株主総会における第2号議案（定款一部変更の件）が承認可決されることを条件として、その効力が発生するものでございます。第2号議案は、第3号議案（資本準備金の額の減少の件）、第4号議案（資本金の額の減少の件）及び第5号議案（剰余金の配当の件）とは独立した議案であり、これらの議案の決議の成否にかかわらず、第2号議案単独で効力が発生するものでございます。

なお、当社は、上記「1. 変更の理由」に記載のとおり、第3号議案、第4号議案及び第5号議案の効力発生により創出される「その他資本剰余金」を活用し、剰余金の配当（総額508,635,900円）の実施に加え、機動的な自己株式の取得を、剰余金の配当と並ぶ重要な株主還元施策として、その具体的な実施に向けた検討を進めてまいり所存でございます。取得した自己株式につきましては、会社法第178条の規定に基づき原則として消却を予定しており、これによる発行済株式総数の削減を通じて、1株当たり当期利益（EPS）等の1株当たり諸指標の向上を実現し、株主の皆様への直接的な利益還元を図ってまいります。当該総合的な株主還元の充実は、株式会社東京証券取引所が要請する「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」（コーポレートガバナンス・コード補充原則3-1③）への当社の積極的な対応を構成するものでございます。

以上